

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



## 熊本県内で鳥インフルエンザが発生しました

令和3年12月3日に熊本県南関町において今季県内初、日本国内では5例目となる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

### 【農場概要】

所在地：熊本県南関町

飼養状況：肉養鶏（約6.7万羽）

### 【経緯】

12月2日：熊本県は、同県南関町の農場から、**死亡羽数が増加**している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し**陽性**であることが判明。

12月3日：当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの**疑似患畜**であることを確認。

当該農場の鳥インフルエンザ発生を受けて熊本県は

- (1) 当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定
- (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定
- (4) 発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントの設置

等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施し、感染確認から24時間以内の殺処分と72時間以内の防疫措置を完了させました。また、国の防疫指針に基づき周辺の養鶏場で実施した確認検査で、新たな感染がないことを確認し、搬出制限区域を21日午前0時、移動制限区域を27日午前0時に解除しました。



熊本県での発生事例後も、日本国内では千葉県（12月5日）、埼玉県（12月7日）、広島県（12月7日）、青森県（12月12日）、愛媛県（12月31日、1月4日）で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しており、予断を許さない状況が続いています。**引き続き飼養衛生管理を徹底**し、本病の侵入防止に努めていただくとともに、飼養している家さん等に異状が確認された場合には**速やかに家畜保健衛生所へ連絡いただくよう指導をお願いいたします。**

# 定期報告の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数および飼養衛生管理状況等を都道府県知事に報告する必要があります。調査票は市町村を通じて調査対象の方へ配布しますので、調査対象の皆様は、**令和4年2月1日時点の情報**を記載し、**市町村担当係へ令和4年2月8日までに**提出してください。

関係者の皆様におかれましては、調査票の配布・回収等で大変お世話になります。円滑な調査にご協力お願い致します。

## ※報告が必要な動物

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚(ミニブタ含む)・いのしし・鶏・あひる(アイガモ含む)・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

## ※小規模農家も飼養頭数等の基本情報の届出をお願いします！

小規模農家とは 牛・水牛・馬：1頭  
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭未満  
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：100羽未満  
だちょう：10羽未満 を飼養する家畜の所有者のことをいいます

## 近隣諸国における海外悪性伝染病発生状況

病名	型	発生地(国)	畜種	発生日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	韓国	家さん	令和3年12月23日
	H5N1	韓国	野鳥	令和3年12月7日
	H5N1	台湾	野鳥	令和3年12月15日
	H5N2	台湾	家さん	令和3年12月14日
	H5N5	台湾	家さん	令和3年12月16日
	H5N1	ロシア	家さん	令和3年12月10日
アフリカ豚熱 (ASF)		中国	豚	令和3年12月12日
		韓国	野生イノシシ	令和3年12月22日
		マレーシア	野生イノシシ	令和3年12月1日
		ロシア	野生イノシシ	令和3年12月13日

令和4年(2022年)1月1日現在

## 毎月20日はくまもと家畜防疫の日



韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。  
下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

